

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣 旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、**公立の中学校等の学級編制の標準及び公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めることとする。**

2. 概 要

【背 景】

- 令和7年度に小学校35人学級が完成することを踏まえ、**中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学んでいくことがきめ細かな対応をしていく上で重要。**
中学校は、学習内容の高度化や、教科ごとの担当による授業への移行、部活動の実施など、**小学校から環境が大きく変化。**
- 義務教育段階全体では、
① 教師の勤務実態の深刻化 ② 不登校等、生徒指導上の課題の深刻化
③ 少子高齢化に伴う児童生徒の数の急速な減少 ④ アレルギー、感染症等の健康課題の複雑・多様化など、**児童生徒や教師を取り巻く環境が大きく変化。**
- **給特法等の一部を改正する法律**（令和7年法律第68号）の附則においても、令和8年度からの中学校35人学級化等、法制上の措置その他の措置を講ずるものとする旨、規定。

(1) 学級編制の標準の改正

- ① 中学校の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。【第3条第2項関係】
- ② 令和10年3月31日までの間における学級編制の標準については、生徒の数の推移等を考慮し、段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある中学校にあっては、40人とする経過措置を設ける。【附則第2条第1項関係】

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

年度	R8	R9	R10
学年	中1	中2	中3

(2) 教職員定数の標準の改正

- ① 公立の義務教育諸学校に置くべき教職員定数の標準に関し、次の改正を行う。
(ア) 養護教諭等の複数配置に係る算定基準について、小学校を851人から801人に、中学校を801人から751人にそれぞれ引き下げる。【第8条第2号関係】
(イ) 共同学校事務室（※）を複数の学校に設置する市町村に係る事務職員の算定基準を新設する。
【第9条第5号及び第14条第2号関係】
(※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、所管に属する学校のうち指定する2以上の学校に係る事務を事務職員が共同で処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができる。
- ② 令和10年3月31日までの間における教職員定数の標準については、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める経過措置を設ける。【附則第2条第3項関係】

3. 施行期日

令和8年4月1日【附則第1条関係】